

# 行政説明会を開催します

町民の皆さんに町の平成22年度当初予算の概要について、説明会を開催します。

■日時／4月20日(火) 午後7時～

■場所／中央公民館

(田園ホール・エローラ)

■町出席者／町長、副町長、教育長、  
関係各課長

■参加対象者／

・町内在住、在学・在勤の方

会場が満席の場合、着席できない場合があります。

・町内各自治会

各自治会長宛に行政説明会開催通知を送付します。

## 教育総務課のお知らせ

問合せ／総務担当 ☎991-1807・1864

# 松伏町立松伏小学校体育館等の 内覧会を開催します

松伏小学校体育館及びプール・多目的教室棟が完成しました。この体育館は、広く町民に開放されるとともに、災害時には避難所として機能する施設です。ぜひ、皆さんにご覧いただきたく次のとおり内覧会を開催します。

■日時／4月10日(土) 午後1時～4時

■場所／松伏小学校体育館等

■内容／施設内の自由見学



## 福祉健康課のお知らせ

問合せ／子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

# 「子ども手当」の支給が始まります

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを、社会全体で応援する観点から「子ども手当」が創設されました。

■支給対象者／町内に住民登録がある方で、中学生までの子どもを養育している方。(所得制限なし)

※住民登録がないDV被害者等の方で、子どもを養育している方も対象となります。

■支給金額／子ども一人当たり月額13,000円

■支給月／平成22年6月(4月～5月分)、10月(6月～9月分)、2月(10月～1月分)、平成23年6月(2月～3月分)

※平成22年6月には2～3月分の児童手当分を含みます。なお個別の振込通知書は送付いたしません。

■支給方法／支給月の10日(金融機関が休みの場合は前日)に届出された口座に振り込みます。

■申請が必要な方／・3月末現在、所得制限超過などで児童手当を受給していない方

・新中学2年生以上(中学生を必ず含む)のみを養育している方

※平成22年3月末現在で児童手当を受給している方は、継続受給となるため申請の必要はありません。

ただし6月に現況届の提出(5月送付)が必要となります。

(例)児童手当受給者の子の一人が平成22年4月から中学1年生になる場合は、申請の必要はありません。

■提出書類／認定・額改定請求書、申請者の健康保険証のコピー、銀行口座のコピー

■申請受付／申請が必要な方には4月下旬に認定・額改定請求書等を送付しますので、担当課窓口まで持参してください。受付票をお渡します。

■受付期限／9月30日(木)(必着)

■集中受付期間／5月19日(水)～21日(金)